

指導員だより 第282号

印刷物規格表 第1類 印刷番号(6)268

食品衛生自治指導員

発行：東京都 編集：一般社団法人東京都食品衛生協会

東京都食品監視課ホームページ・食品衛生の窓 <https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin>

自治指導員
メールマガジン
QRコードで
ご登録を!



東食協ホームページ <https://www.toshoku.or.jp>

令和8年度 教育事業等の進め方

消費者への安全な食品の提供には、食中毒発生防止対策をはじめとした幅広い食品の安全対策が求められます。

令和7年の東京都における食中毒発生状況（速報値）は、発生件数が134件、患者数は1308名でした。前年と比べ発生件数は増加し、平均を上回りましたが、患者数は減少し前年及び前年を下回りました。このことから、患者数の多い大規模事例が限定的であったことがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、各病原因物質の特徴を良く理解し、その予防のポイント等の周知に努めるとともに行政の支援のもと、総合的自主管理体制の確立を図るべく食品衛生自治指導員活動を中心とした事業の充実に努めてまいります。

令和8年度も各種事業に取り組み、最新情報の伝達・周知に努めてまいります。

個人の衛生管理の基本となる検便は、食品衛生法に基づく「公衆衛生上必要な措置の基準」等において、食中毒発生防止と食品衛生の自主管理確立のために重要な実施事項となっております。引き続き検便実施の周知徹底をお願いしてまいります。また、実施した際には、担当施設の取り組みの情報を「検便」の欄へ実施月を記入するよう、お願いしてまいります。

(3) 整理・整頓・清掃の確認
整理・整頓・清掃(3S)については、「公衆衛生上必要な措置の基準」により、施設やその周辺を定期的に清掃し、施設の稼働中は食品衛生上の危害の発生を防止するよう清潔な状態を維持することと規定されています。これは、食中毒予防や異物混入防止の観点からも重要な事項です。

また、整理・整頓・清掃を実践している施設は、消費者が施設を選択する際の大きな要因となるため、巡回指導項目としてこれらの指導をお願いしてまいります。

(4) 「食品衛生管理ファイル」の活用促進
令和6年1月15日に「小規模な飲食店事業者向け「HACCP」の考え方を取り入れた衛生管理の手引書」が改訂され、事業者が実施すべき事項に、「振り返りの実施」が規定され、定期的に振り返りを実施するための様式が追加されました。

これに伴い、東京都監修のもと作成した食品衛生管理ファイルを全会員に配付し、地域食協が実施する食品衛生

実務講習会等において、その使用方法について周知することにより、施設に適切な衛生管理の継続的な改善活動を実施するよう促してまいります。

(5) 食品事故の賠償対策
食中毒事故や異物混入など被害を受けた消費者を広く救済することにも、食品事故の賠償対策として総合食品賠償共済（あんしんフード君）の周知をお願いしてまいります。

(6) 現場簡易検査の推進
巡回指導時における現場簡易検査については、衛生状況を確認するための検査キットを配付し、巡回指導時に活用してまいります。

また、実施した際には巡回活動記録簿の「講習会等参加状況」の欄に「現場簡易検査実施件数」を記載できるよう設けておりますのでご記入をお願いいたします。

併せて、検査結果を踏まえた衛生管理の取り組みをお願いしてまいります。

(7) 巡回指導活動の活性化に対する表彰の実施
自治指導員活動は協会の根幹をなす事業であることから、「第2次指導員活動の活性化計画」として活動記録簿の記載率を活性化の指標として捉え、2021年〜2025年度版の記載率が表彰基準に達した地域食協の表彰を実施します。

令和8年度も、地域食協主催の実務講習会を開催し、多くの会員がHACCPに沿った衛生管理の導入と定着を實踐できるよう努めてまいります。

また、動画配信を取り入れるなど最新情報の伝達・周知に努めてまいります。

(3) 衛生思想普及等に関する事業
① 食品衛生街頭相談所・消費者懇談会
広く食品衛生の普及啓発を図るために、各地域にて街頭相談所を開設してまいります。また、食品の安全確保に向けた消費者・食品等事業者・行政による消費者懇談会を開催してまいります。

さらに、東京都の食品安全推進計画にあるリスクコミュニケーションの場として消費者等を対象に情報提供のための講習会や動画配信による食品衛生情報の普及啓発に努めてまいります。

また、食品衛生責任者養成講習会受講修了者に対し、食品衛生情報提供サービスの登録をお願いし、広く衛生思想の普及啓発を図ります。

② 食中毒発生防止と食品衛生の普及啓発
毎年8月に実施される全国食品衛生月間を中心に野球場や駅ビルなど、関係機関の協力を得て電光掲示板等を用いた食中毒発生防止キャンペーンを展開し、消費者に食品衛生の重要性をPRしてまいります。

④ 業種別衛生教育講習会の開催
業種ごとに必要な専門的衛生知識を習得するための講習会を開催してまいります。

なお、この講習会は東京都が定める「食品衛生実務講習会A」としてみなされます。

(5) 自治指導員等に関する各種会の開催
自治指導員活動をより実効性のあるものとするため、食品衛生自治指導員連帯委員会をはじめ食品衛生自治指導員部長会において協議してまいります。

また、地域食協においては、食品衛生幹事指導員会等において、自治指導員活動についてその充実に努めるべく検討をお願いしてまいります。

(6) 自主検査の促進
食品等事業者には、消費者に対する衛生上必要な情報の提供が求められております。そのため、食品の保存方法や期限表示などを設定するための自主検査の励行と検査記録の保管について周知してまいります。

(7) 食の安心・安全五つ星HACCP TOKYO
（公社）日食協が展開する食の安心・安全・五つ星事業」を基に食品衛生の専門知識を持つ審査員が認証取得を希望する会員施設の管理項目を確認し、東食協が認証することで消費者や取引先にHACCPに沿った衛生管理実施店であるというPRをすることを目的としてまいります。令和8年度も、当協会の特徴を盛り込んだ制度として、事業推進に努めてまいります。

（令和8年3月現在 飲食店営業・そうざい製造業・菓子製造業の計3施設 認証取得済み）

(8) 自治指導員食品衛生情報提供サービスによる情報発信
自治指導員を対象に原則月1回、食

中毒の発生状況や国及び東京都の通知等を盛り込んだ最新情報を配信してまいります。

(9) チラシ
食中毒予防のパンフレット、チラシ及び聴覚教材としてのビデオ(DVD)を作成し、講習会や街頭相談所などで広く活用してまいります。なお、ビデオ(DVD)は外国人や聴覚障害者に配慮し、五ヶ国語での字幕対応となっております。また、令和元年度より食品事業者等にも販売が可能となったことから、情報誌やホームページを活用しPRしてまいります。

① ビデオ(DVD)
「アロウイリス・ブルース
〜あなたのそばにあなたの中に〜」

② 衛生教育用冊子
③ 自治指導員用冊子
④ 消費者教育用冊子
⑤ 自治指導員養成用冊子
⑥ 街頭相談所用チラシ
⑦ 情報紙
「食品衛生責任者お知らせ版」
「食品衛生自治指導員だより」



2026年度 FOOD SAFETY 食品衛生巡回指導実施店
東京都 一般社団法人東京都食品衛生協会
2026年度ステッカーデザイン

東京の「食の安全・安心」を守るためには、食品衛生自治指導員（以下「自治指導員」という。）による巡回指導活動が重要な役割を担っており活発な活動が求められることから、令和8年度は左記の自治指導員活動を積極的に実施してまいります。

《自治指導員活動の重点項目》
担当施設の巡回指導に併せ、自主管理の推進に必要な助言・指導・情報提供など、重点的な指導活動の展開をお願いしてまいります。

本年度の重点事項は次の項目といたします。

(1) 「食品衛生責任者お知らせ版」の配付
「食品衛生責任者お知らせ版」を年4回配付し、食品衛生の最新情報の提供及び知識の向上に役立ててまいります。

なお、食品衛生の最新の情報をいち早く伝達するため、各自治指導員に直送し、巡回指導時には、担当施設へ配付するようお願いしてまいります。

(2) 検便（腸内病原微生物検査）の実施

(3) 整理・整頓・清掃の確認
整理・整頓・清掃(3S)については、「公衆衛生上必要な措置の基準」により、施設やその周辺を定期的に清掃し、施設の稼働中は食品衛生上の危害の発生を防止するよう清潔な状態を維持することと規定されています。これは、食中毒予防や異物混入防止の観点からも重要な事項です。

また、整理・整頓・清掃を実践している施設は、消費者が施設を選択する際の大きな要因となるため、巡回指導項目としてこれらの指導をお願いしてまいります。

(4) 「食品衛生管理ファイル」の活用促進
令和6年1月15日に「小規模な飲食店事業者向け「HACCP」の考え方を取り入れた衛生管理の手引書」が改訂され、事業者が実施すべき事項に、「振り返りの実施」が規定され、定期的に振り返りを実施するための様式が追加されました。

これに伴い、東京都監修のもと作成した食品衛生管理ファイルを全会員に配付し、地域食協が実施する食品衛生

実務講習会等において、その使用方法について周知することにより、施設に適切な衛生管理の継続的な改善活動を実施するよう促してまいります。

(5) 食品事故の賠償対策
食中毒事故や異物混入など被害を受けた消費者を広く救済することにも、食品事故の賠償対策として総合食品賠償共済（あんしんフード君）の周知をお願いしてまいります。

(6) 現場簡易検査の推進
巡回指導時における現場簡易検査については、衛生状況を確認するための検査キットを配付し、巡回指導時に活用してまいります。

また、実施した際には巡回活動記録簿の「講習会等参加状況」の欄に「現場簡易検査実施件数」を記載できるよう設けておりますのでご記入をお願いいたします。

併せて、検査結果を踏まえた衛生管理の取り組みをお願いしてまいります。

(7) 巡回指導活動の活性化に対する表彰の実施
自治指導員活動は協会の根幹をなす事業であることから、「第2次指導員活動の活性化計画」として活動記録簿の記載率を活性化の指標として捉え、2021年〜2025年度版の記載率が表彰基準に達した地域食協の表彰を実施します。

令和8年度も、地域食協主催の実務講習会を開催し、多くの会員がHACCPに沿った衛生管理の導入と定着を實踐できるよう努めてまいります。

また、動画配信を取り入れるなど最新情報の伝達・周知に努めてまいります。

(3) 衛生思想普及等に関する事業
① 食品衛生街頭相談所・消費者懇談会
広く食品衛生の普及啓発を図るために、各地域にて街頭相談所を開設してまいります。また、食品の安全確保に向けた消費者・食品等事業者・行政による消費者懇談会を開催してまいります。

さらに、東京都の食品安全推進計画にあるリスクコミュニケーションの場として消費者等を対象に情報提供のための講習会や動画配信による食品衛生情報の普及啓発に努めてまいります。

また、食品衛生責任者養成講習会受講修了者に対し、食品衛生情報提供サービスの登録をお願いし、広く衛生思想の普及啓発を図ります。

② 食中毒発生防止と食品衛生の普及啓発
毎年8月に実施される全国食品衛生月間を中心に野球場や駅ビルなど、関係機関の協力を得て電光掲示板等を用いた食中毒発生防止キャンペーンを展開し、消費者に食品衛生の重要性をPRしてまいります。

④ 業種別衛生教育講習会の開催
業種ごとに必要な専門的衛生知識を習得するための講習会を開催してまいります。

なお、この講習会は東京都が定める「食品衛生実務講習会A」としてみなされます。

(5) 自治指導員等に関する各種会の開催
自治指導員活動をより実効性のあるものとするため、食品衛生自治指導員連帯委員会をはじめ食品衛生自治指導員部長会において協議してまいります。

また、地域食協においては、食品衛生幹事指導員会等において、自治指導員活動についてその充実に努めるべく検討をお願いしてまいります。

(6) 自主検査の促進
食品等事業者には、消費者に対する衛生上必要な情報の提供が求められております。そのため、食品の保存方法や期限表示などを設定するための自主検査の励行と検査記録の保管について周知してまいります。

(7) 食の安心・安全五つ星HACCP TOKYO
（公社）日食協が展開する食の安心・安全・五つ星事業」を基に食品衛生の専門知識を持つ審査員が認証取得を希望する会員施設の管理項目を確認し、東食協が認証することで消費者や取引先にHACCPに沿った衛生管理実施店であるというPRをすることを目的としてまいります。令和8年度も、当協会の特徴を盛り込んだ制度として、事業推進に努めてまいります。

（令和8年3月現在 飲食店営業・そうざい製造業・菓子製造業の計3施設 認証取得済み）

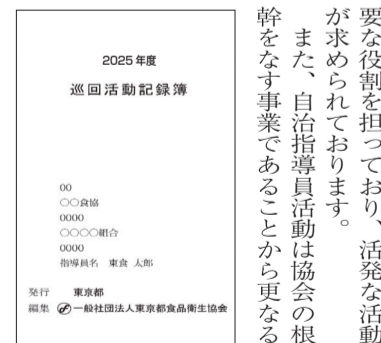
(8) 自治指導員食品衛生情報提供サービスによる情報発信
自治指導員を対象に原則月1回、食

中毒の発生状況や国及び東京都の通知等を盛り込んだ最新情報を配信してまいります。

(9) チラシ
食中毒予防のパンフレット、チラシ及び聴覚教材としてのビデオ(DVD)を作成し、講習会や街頭相談所などで広く活用してまいります。なお、ビデオ(DVD)は外国人や聴覚障害者に配慮し、五ヶ国語での字幕対応となっております。また、令和元年度より食品事業者等にも販売が可能となったことから、情報誌やホームページを活用しPRしてまいります。

① ビデオ(DVD)
「アロウイリス・ブルース
〜あなたのそばにあなたの中に〜」

② 衛生教育用冊子
③ 自治指導員用冊子
④ 消費者教育用冊子
⑤ 自治指導員養成用冊子
⑥ 街頭相談所用チラシ
⑦ 情報紙
「食品衛生責任者お知らせ版」
「食品衛生自治指導員だより」



2025年度版「巡回活動記録簿」の返却をお願いします

2025年度版の「巡回活動記録簿」を、年度当初に自治指導員の皆様にお配りいたしました。年度が終了することから、令和8年度初めに開催される自治指導員会や理事会等で回収させていただきます。

また、指導員だより等においても、お知らせをしておりますが、自治指導員による巡回指導活動は、東京の「食の安全・安心」を守るための重要な役割を担っており、活発な活動が求められております。

また、自治指導員活動は協会の根幹をなす事業であることから更なる

自治指導員の皆様には、現場簡易検査や検便の実施、食品衛生責任者のお知らせ版の配付等をおこなって頂いております。その際は「巡回活動記録簿」へ記載いただくとともに回収へのご協力をお願い致します。

なお、「巡回活動記録簿」を返却する際は、巡回活動を実施した施設名・各項目への記載を確認の上、自治指導員部長又は各総合事務所まで御返却ください。

食品衛生指導員全国研修会演習発表要旨

食品衛生指導員を持続可能な事業とするために

日本食品衛生協会が主催する第13回食品衛生指導員全国研修会が令和7年8月19～20日、食品衛生センター6階講堂にて、北海道・東北・関東甲信越・東海北陸の食品衛生指導員が出席し、開催されました。研修会では「食品衛生指導員制度の現状と課題」というテーマを設け食品衛生指導員を持続可能な事業とするための課題と対応策について左記の8つの課題に対して全国の指導員の皆様が8班に分かれグループ討議を行いました。グループ討議終了後、8つの課題に対して班ごとに食品衛生指導員活動についての現状や課題に対する考え方が示されましたので、ここに紹介いたします。

1班（発表者：千葉市食品衛生協会 指導員（副会長））

【担い手の確保について】
①「青年部」の設立
「懇親会」「勉強会」「親睦旅行（研修旅行）」などをおこない協会活動の「楽しさ」を伝え、将来の担い手を育成する。

②手当の増額

浜松市食品衛生協会では、指導員の手当てを厚くした結果、40代の指導員が多数活躍している。

③新業態へのアプローチ
多様化する食の分野（キッチンカー等）にも目を向け積極的に勧誘し、若い世代の加入を促す。

【研修会の内容について】

実務講習内容は食中毒事例やHACCP等の法改正、巡回指導方法などが中心。内容が毎年同じで、マンネリ化しており、ベテランの指導員には物足りなく飽きてしまう。新しい内容の講習会にした方が良い。

【五つ星事業について】
千葉市食品衛生協会では参加者が少

2班（発表者：福島県食品衛生協会 福島県北支所指導員・富山県食品衛生協会 高岡支所指導員）

【担い手の確保について】
①外部人材の登用
飲食店に限らず、賛助会員・特別会員の品質管理担当者などの専門知識を持つ人材を指導員として積極的に登用する。

②企業にとつてのメリットをPR
賛助会員・特別会員では社員を指導員にすることで「地域貢献」「社内の衛生意識向上」「社員の自己肯定感向上」という3つのメリットを享受できる。

【研修について】

平日開催の講習会に参加するために店を休まねばならず、1日の売上（例：10～15万円）を失う大きな負担がある。

改善案：オンライン化
アーカイブ化

3班（発表者：長野県食品衛生協会 佐久支所指導員（副会長・自主検査部長））

【研修の内容について】
①講習会形式の改善
一方的な講義だけでなく、本研修会のようなグループ討議を取り入れることで参加者の理解度と満足度が向上する。

②事前に参加者から質問やテーマを募集し、それに基づいて研修内容を構成する
【事業者への適切な指導や助言について】

五つ星事業の推進や他業種への助言など、全ての活動の根幹には指導員一人ひとりの力量が不可欠。個々のレベルアップが今後の協会活動の鍵となる。従来の「巡回件数」をこなすという考えから、中身を濃くし「実効性を上げる」方向へシフトする必要がある。

5班（発表者：青森県食品衛生協会 北五支所指導員（事務局員））

【事業者のニーズに応じたアドバイスなどの対応】
専門外の質問（例：食肉販売の指導員が漬物の塩分濃度について問われる）に即答するのは難しく、「保健所に確認します」と持ち帰るのが実情。保健所を苦手とする事業者も多いため専門家としてでなく事業者に「寄り添う」身近な相談役としての役割が重要である。【消費者の食品衛生意識の啓発への貢献について】

①貢献できている点
スーパー等での「食品衛生月間キャンペーン」活動は有効。のほりを立てウエットティッシュ等の啓発グッズを配布しながら「お肉はよく焼いてくださいね」等買い物客一人ひとりに直接声をかける活動は意識向上につながっている。

②新しい取り組み
巡回指導のリモート実施など、時代に合わせた新しい方法も模索されている。

6班（発表者：岩手県食品衛生協会 一関支所指導員（指導員部長））

【事業者のニーズに応じたアドバイスなどの対応】
現状、手厚い指導は会員が中心となりがち。食品衛生協会の事業目的は食品事業者への衛生意識の向上であるため、実務講習会の案内を非会員へも送るなど行政と連携することも必要である。

五つ星事業は非会員からの問い合わせも多いという実態も活かし、非会員でも参加できるようにして、それをきっかけに協会への加入を促す「セット販売」のような戦略が有効ではないか。

【消費者の食品衛生意識の啓発への貢献について】
子供向けには「しまじろうの手洗い歌」など親しみやすいツールが効果的である。コロナ禍で高まった衛生意識を維持・発展させ「減塩」や「乳児への蜂蜜」など、より広範な食の安全・健康に関する情報提供を行うべきである。

【指導員活動について】
指導員の高齢化が進む中、件数をこなす量的拡大は限界。
HACCP制度の今、指導員の役割はより高い指導を提供し、優良な施設をさらに伸ばすことで全体のレベルを底上げすることにある。これが協会の持続可能性にもつながる。
優良事例の共有（栃木県の例）。栃木県作成の「自主衛生管理カレンダー」は月ごとのテーマや記録用紙が一体となっており、非常に優れたツール。こ

表1 【課題】

- ① 食品衛生指導員は高齢化、後継者不足。将来の担い手は確保できるか？
- ② 食品衛生指導員養成講習会で必要な知識を得ているか、実務研修などの内容は適切か？
- ③ 研修会の内容は適切か、効果は十分か？
- ④ 食品等事業者へ適切な情報発信・指導が来ているか？リーフレットやパンフレットを配布するだけでなく、五つ星事業を活用した積極的な巡回指導を行うには、何が必要か？他業種へのHACCP助言は可能か？
- ⑤ 事業者のニーズに応じたアドバイスなどの対応が来ているか？
- ⑥ 消費者の食品衛生意識の啓発に貢献できているか？
- ⑦ 行政当局と連携、協力は円滑に進んでいるか？
- ⑧ 食品衛生指導員ひとりひとりが意欲をもって活動できているか？認知度不足、巡回指導時における門前払い、ボランティア活動の限界性などの課題は？

うした好事例を全国で共有すべきである。
7班（発表者：新潟県食品衛生協会 新発田地区支所指導員）

【行政との連携について】
巡回先への同行による知識の向上。行政との連携について、各食品衛生協会にはばらつきがある。指導員養成講習会講師、巡回指導、更新現地調査同行など協力いただける支部もある。現地同行時には、監視員の方の指導を学ぶことができ指導員の知識の向上につながっている。

【指導員活動について】
指導員の意欲的な活動は、保健所との関係性に基づいている。監視員間の引継ぎが上手くいかないと指導員活動も滞る。指導員不足という課題もあるがさらに保健所との連携を保ち指導員活動を継続していきたい。

8班（発表者：石川県食品衛生協会 金沢支所指導員）

【行政との連携について】
指導員による行政への働きかけ。保健所が巡回指導に同行する支部は、指導員として心強く、指導員の力量の向上にもつながり、とても良い環境である。
その環境は先達の指導員が、繰り返し行政へ働きかけた経験から整備された。
保健所からおりてくる情報だけで活動するのではなく、課題や要望などを保健所へ働きかけることも必要である。

表2 【日食協講習】

- 今回の研修の日食協講習から自治指導員活動に活かすことができると考えられる事項を以下に取りまとめました。
- ① 指導員維持確保について難しいところはあるが、人間関係を上手く形成し和を広げていくことが大切である。
 - ② 企業との連携。地域貢献を考えている企業などを地域食協に取り込んでいくことが必要である。
 - ③ 行政との連携には、地域差があることを改めて実感している。行政側との関係を協会側が求めることは重要だが、一方、行政側からも頼ってもらわないといけない。行政側は食品衛生協会を何故、協力団体として選定しているのか。行政側が選定理由を説明できる組織であることが必要。そのためには指導員の資質の向上が大切である。行政当局の方々と協議の際には、引き続き更なる協力を得られるよう依頼する。
 - ④ 講習会のあり方について、アーカイブがあることは良策だと感じた。いつでも繰り返し聴講できる「講義のデジタル化」を考えていく。大手食品会社の社長から、「短時間の動画」が若い世代の潮流なので、「長時間の活字」のままでは若い世代は取り込めないと聞いている。
 - ⑤ 同業者、仲間内のため、なかなか相手先に詰め寄ることはできないが、巡回指導時の訪問先の状況に対して、つねに「何でそうなっているのか？」原因を一緒に考えていただきたい。